

税務情報

2024 年度税制改正関連情報

1. 東京都主税局 – 外形標準課税の対象法人の見直しに関する Q&A の公表

2024 年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、現行の外形標準課税の対象法人（事業年度末日の資本金が 1 億円超の法人）に加えて、①前事業年度に外形標準課税の対象であり、かつ、事業年度末日の資本金と資本剰余金の合計額（以下、「払込資本の額」）が 10 億円超の法人、②払込資本の額が 50 億円超の法人等（以下、「特定法人」）の 100%子法人等のうち事業年度末日の払込資本の額が 2 億円超の法人が、新たに外形標準課税の対象とされることとなりました。

上記①（減資への対応）についての改正は 2025 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、②（100%子法人等への対応）についての改正は 2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、それぞれ適用することとされています。

これを受け、東京都主税局は 10 月 17 日、「[外形標準課税に関する Q&A](#)」のページに、外形標準課税の対象法人の見直しに関する以下の Q&A を公表しました。

■ [15 外形標準課税の対象法人の見直し（減資への対応）](#)

上記①（減資への対応）に関する Q&A が 4 問掲載されており、たとえば、以下の取扱いが解説されています。

- 2025 年 4 月 1 日以後に設立された法人について、設立時の資本金は 1 億円で払込資本の額が 10 億円を超えている場合であっても、「前事業年度に外形標準課税の対象法人」である要件に該当しないため、外形標準課税の対象とはならない。(Q3)

■ [16 外形標準課税の対象法人の見直し（100%子法人等への対応）](#)

上記②（100%子法人等への対応）に関する Q&A が 6 問掲載されており、たとえば、以下の取扱いが解説されています。

- 100%子法人等への対応における特定法人について、外国法人を除外する規定はないため、親会社が外国法人（日本に恒久的施設を有しない外国法人を含む。）の場合であっても、その外国法人が特定法人の要件を満たせば、事

業年度末日時点でその外国法人である特定法人と完全支配関係にある子会社（払込資本の額が2億円超）は外形標準課税の対象となる。(Q1)

- 孫会社における外形標準課税の対象該当性について、(i) 親会社が特定法人に該当するが子会社は外形標準課税の対象ではない場合や、(ii) 親会社は外形標準課税の対象ではないが子会社が特定法人に該当する場合においても、孫会社と特定法人との間にその特定法人による完全支配関係がある場合には、その孫会社は外形標準課税の対象となる。(Q3)

なお、2024年度税制改正における外形標準課税の改正内容をまとめた以下のページも公表されています。

- [外形標準課税の対象法人の見直し及び中間申告義務判定に関する改正について](#)

2. 国税庁 — 改正産業競争力強化法の施行に伴い適用が開始された税制措置に係る通達の公表

2024年度税制改正で整備された戦略分野国内生産促進税制及び中小企業事業再編投資損失準備金制度（特別事業再編計画に係る措置）については、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（以下、「改正産業競争力強化法」）に基づく認定等がその適用の前提とされています。

改正産業競争力強化法が9月2日に施行されたことに伴い^(*)、これらの税制措置についても同日から適用が開始されました。

これを受け、国税庁は10月18日、これらの税制措置に係る以下の通達を公表しました。

- [租税特別措置法関係通達（法人税編）の一部改正について（法令解釈通達）](#)
(2024年10月11日付)

^(*) 改正産業競争力強化法の施行に関する情報は、2024年8月30日発行の e-Tax News No.315 [「2024年度税制改正関連情報 — 改正産業競争力強化法の施行期日を定める政令等の公布」](#)にてお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.